

意見内容 上記の小項目を設ける必要はないと思われる。
理由 低血圧治療薬および末梢血管拡張薬に分類されるほとんどの薬物は、小項目「交感神経系に作用する薬」、「脂質異常症治療薬」および「抗血栓薬」と重複しているため。

②中項目 「中枢神経系に作用する薬」

小項目 「精神疾患治療薬」

小項目の例示 「代表的な精神疾患（統合失調症、うつ病など）」

意見内容 上記の「小項目の例示」に代表的な精神疾患として、「統合失調症、うつ病など」が記載されているが、「不安・神経症、躁病」も加えた方が良い。
理由 「不安・神経症、躁病」も代表的な精神疾患で、治療薬の作用および作用機序の習得は必須である。

③中項目 「消化器系に作用する薬」

小項目 「その他の消化性疾患治療薬」

小項目の例示 「その他の消化性疾患の代表的な治療薬」

意見内容 上記の「小項目の例示」に、「その他の消化性疾患の代表的な治療薬（胃・腸機能改善薬、鎮痙薬、瀉下薬、止瀉薬など）」と加筆すべきである。
理由 「その他の消化性疾患の代表的な治療薬」という例示は、あまりにも曖昧であるので、具体例を示すべきである。

別表Ⅳ 薬剤

(1) 該当箇所----大項目 「薬物の体内動態」

①中項目 「薬の作用と生体内運命」

小項目 「体内動態の変動要因」

意見内容 上記の小項目は、削除すべきである。
理由 上記の小項目の例示から、内容は総論あるいはイントロダクションであり、「中項目----薬物の体内動態」と完全に重複するため。

②中項目 「薬物動態の解析」

小項目 「TDM」

小項目の例示 「薬物血中濃度の代表的測定法」

意見内容 上記の小項目の例示に関して、測定法の何を問うのか（原理、意義、試料調製法等）を明確にするべきである。

理由 モデルコアカリキュラムでは、[薬物血中濃度の代表的測定法を実施できる]項目で、技能として取り扱われていることを踏まえるべきである。

③中項目 「薬物動態の解析」

小項目 「TDM」

小項目の例示 「代表的な薬物についてモデルデータからの投与計画」

意見内容 上記の小項目の例示は、不要である。

理由 上記の「小項目-----TDM」の例示の項目「至適血中濃度を維持するための投与計画」、および「小項目-----薬動学」の「小項目の例示-----点滴静注の血中濃度計算、連続投与における血中濃度計算」項目があり、区別する理由がない。

(2) 該当箇所-----大項目 「製剤」

①中項目 「製剤材料の性質」

小項目 「物質の溶解」

小項目の例示 「物質の溶解に対して酸・塩基反応が果たす役割」

意見内容 上記の小項目の例示は、削除すべきである。

理由 上記の例示は、別表Ⅰ 物理・化学・生物の「大項目-----化学物質の分析」、
「中項目-----化学平衡」、
「小項目-----酸と塩基」の「小項目の例示-----化学物質のpHによる化学種とその濃度の変化」で充当されるため。

②中項目 「製剤材料の性質」

小項目 「製剤材料の物性」

小項目の例示 「粉末X線解析測定法の原理と利用法」

意見内容 上記の小項目の例示は、削除すべきである。

理由 上記の例示は、別表Ⅰ 物理・化学・生物の「大項目-----生体分子の構造」、
「中項目-----生体分子の解析法」、
「小項目-----X線結晶解析」の「小項目の例示-----X線結晶解析の原理、応用」で充当されるため。

③中項目 「DDS」

小項目 「その他のDDS」

小項目の例示 「代表的な組換え医薬品」

意見内容 上記の小項目の例示は、削除すべきである。

理由 上記の例示は、別表Ⅰ 物理・化学・生物の「大項目-----分子レベルの生命理解」、中項目-----遺伝子操作・遺伝子工学」の小項目に「組換え医薬品」の項目があるため。

[別表V 病態・薬物治療]

(1) 該当箇所-----大項目 「薬物治療」

①中項目 「疾患と薬物治療(循環器疾患, 血液疾患, 消化器疾患)」

小項目 「循環器系の疾患」

小項目の例示 「その他の疾患: 弁膜症, 心筋症」

小項目 血液系の疾患

小項目の例示 「その他の疾患: 赤血球増多症」

②中項目 疾患と薬物治療(泌尿器系疾患, 生殖器系疾患, 呼吸器系疾患, 内分泌系疾患, 代謝性疾患, 神経・骨格筋疾患)

小項目 「内分泌系疾患」

小項目の例示 「その他の疾患: 褐色細胞腫」

小項目 神経・筋の疾患

小項目の例示 「その他の疾患: 筋ジストロフィー症, 筋萎縮性側索硬化症, 多発性硬化症; ギラン・バレー症候群」

③中項目 「疾患と薬物治療(精神疾患, 耳鼻咽喉疾患, 皮膚疾患, 眼疾患, 骨・関節疾患, アレルギー・免疫性疾患, 移植医療, 緩和ケア)」

小項目 「皮膚疾患」

小項目の例示 「その他の疾患: 水疱症, 乾癬」

小項目 「骨・関節の疾患」

小項目の例示 「その他の疾患: 骨軟化症」

小項目 「移植医療」

小項目の例示 「その他の疾患: 移植片対宿主病 (GVHD)」

意見内容 上記に記載した小項目の例示については, 削除する。

理由 頻度的にも, 内容的にも, 「薬剤師として具備しなければならない基本的な知識, 技能, 態度を評価する問題」の対象にはならないので, 削除して差し支えない。

(2) 該当箇所-----大項目 「薬物治療」

中項目 「疾患と薬物治療(精神疾患, 耳鼻咽喉疾患, 皮膚疾患, 眼疾患, 骨・関節疾患, アレルギー・免疫性疾患, 移植医療, 緩和ケア)」

小項目 「緩和ケアと長期療養」

小項目の例示: 「長期療養に付随する合併症」

意見内容 上記の例示を削除する。削除しない場合には, 長期療養の定義あるいは

理由 原因となる基礎疾患（結核、脳卒中など）を列記する必要がある。
 長期療養の原因となる基礎疾患により、付随する合併症は多種多様であり、
 「薬剤師として具備しなければならない基本的な知識、技能、態度を評価
 する問題」を作成するにはあまりに広範囲であり、漠然としているため。

(3) 該当箇所----大項目 「薬物治療に役立つ情報」

中項目 「患者情報」

小項目 「患者と情報源」

小項目の例示 「薬物治療に必要な患者基本情報、患者情報源」

小項目 収集・評価・管理

小項目の例示 「問題志向型システム (POS)、SOAP」

意見内容 上記2つの小項目の例示は、大項目----「薬剤師業務」、中項目----「服薬
 指導」と「患者情報」、小項目----「患者情報の重要性」に移動する。

理由 内容が類似しているため。

[別表VI 法規・制度・倫理]

(1) 該当箇所----大項目 「薬学と社会」

①中項目 「社会保障制度と薬剤経済」

小項目 「社会保障制度」

小項目の例示 「高齢者医療制度の仕組み」

意見内容 上記の小項目の例示を薬剤師国家試験出題基準に加えるのは不適當である。

理由 民主党政権下で後期高齢者医療制度の見直しが始まり、未だ制度が明確に
 なっていない状況で、学生への講義も不十分であるため。

②中項目 「社会保障制度と薬剤経済」

小項目 「薬剤経済・医療統計」

小項目の例示 「ジェネリック医薬品の役割」

意見内容 上記の小項目の例示を小項目----「薬剤経済・医療統計」に分類するのは
 不適當である。

理由 ジェネリック医薬品に関する出題内容が、薬剤経済に限定されかねないため。

(2) 該当箇所----大項目 「医薬品の開発と生産」

中項目 「医薬品の開発」

意見内容 上記の中項目の中に、小項目として「特許」を含めるべきである。また、

理由 小項目の例示として「医薬品の知的財産権」を記載する。
 医薬品に関する知的財産権は、薬剤師として知っておくべき最低限の知識であるため。

(3) 該当箇所-----大項目 「医薬品の開発と生産」

中項目 「治験」

小項目 「治験の意義と業務」

意見内容 上記の小項目の例示に、「公正な治験の推進を確保するための制度を説明できる」および「治験業務に携わる各組織の役割と責任を概説できる」を含めるべきである。

理由 これらが含まれていない場合、治験薬 GMP や CRO, SMO などの治験関連組織について出題できないため。

[別表Ⅶ 実務]

(1) 該当箇所-----大項目 「病院業務」

中項目 「病棟業務」

小項目 「病棟業務の概説」

小項目の例示 「バイタルサインの確認」

意見内容 上記の小項目の例示は、現在、日本病院薬剤師会等が提唱しているフィジカルアセスメントの概念が入ったものであるならば、時期尚早と考える。

理由 事前学習も含め、モデルコア・カリキュラムに含まれていない項目であるため。